

【科学技術特別委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院議員提出の科学技術基本法案であり、全会一致をもって可決された。

また、本委員会付託の請願1種類5件は、保留となった。

〔法律案の審査〕

我が国の科学技術は今日、多くの分野で技術導入が可能であったキャッチアップの時代が終焉を迎え、今後はフロントランナーの一員として、自ら未開の科学技術分野に挑戦し、創造性を発揮し、未来を切り拓いていかなければならない時機に差し掛かっている。

このような基本認識の下、科学技術基本法案は、我が国が科学技術創造立国を目指すため、科学技術基本計画の策定等、科学技術の振興を総合的かつ基本的に推進するための施策の基本となる事項を定め、もって豊かな生活の実現とその基盤となる社会・経済の飛躍を期そうとするものである。

本法律案は、11月1日に尾身幸次衆議院議員より趣旨説明を聴取し、同日、法律案作成に至る経緯及び提出の今日的意義、研究者の創造性、自主性の位置付け、学問・研究の自主性の尊重、政府における法制上、財政上、金融上の措置の具体策等についての質疑を行い、全会一致で原案どおり可決された。

なお、5項目の附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

11月1日、科学技術振興対策樹立に関し、質疑を行った。

質疑の主な論点は、核燃料リサイクル政策、アジア諸国における原子力開発利用に対する我が国の対応、戦略的基礎研究推進制度の目的、国際熱核融合炉計画に対する基本姿勢、高レベル放射性廃棄物問題、原子力発電所の安全性問題等であった。

また、12月13日、高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故について浦野科学技術庁長官及び政府委員から報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成7年9月29日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年11月1日（水）（第2回）

- 科学技術基本法案（衆第16号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員尾身幸次君から趣旨説明を聴き、同君、同原田昇左右君、同渡海紀三朗君、同今村修君、同鮫島宗明君、浦野科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第16号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産、二院
 反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 核燃料リサイクル政策に関する件、アジア諸国における原子力開発利用に関する件、戦略的基礎研究推進制度に関する件、国際熱核融合炉計画に関する件、高レベル放射性廃棄物の処分に関する件、原子力発電所の安全性に関する件等について浦野科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成7年12月13日（水）（第3回）

- 高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する件について浦野科学技術庁長官及び政府委員から報告を聴いた。
- 請願第571号外4件を審査した。
- 科学技術振興対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

科学技術

(3) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
16	科学技術基本法案	尾身 幸次君 外8名 (7.10.27)	7.10.30	7.10.31	7.10.31	7.11.1 可決 附帯決議	7.11.8 可決	7.10.30 科学技術	7.10.31 可決 附帯決議	7.10.31 可決

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

科学技術基本法案（衆第16号）

【要 旨】

本法律案は、科学技術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 科学技術の振興に関する方針

科学技術の振興は、研究者及び技術者の創造性が十分に発揮されることを旨として、人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展並びに国の試験研究機関、大学、民間等の有機的な連携について配慮されなければならない。

2 国及び地方公共団体の施策の策定

国及び地方公共団体は、科学技術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、基礎研究の推進において国及び地方公共団体が果たす役割の重要性に配慮するとともに、大学等における研究活動の活性化を図るよう努め、研究者等の自主性の尊重その他の大学等における研究の特性に配慮しなければならない。

3 法制上の措置等

政府は、科学技術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置等を講じなければならない。

4 年次報告

政府は、毎年、国会に、科学技術の振興に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

5 科学技術基本計画

(1) 政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術会議の議を経た上で科学技術基本計画を策定し、次の事項について定めるものとする。

① 研究開発の推進に関する総合的な方針

② 研究施設及び研究設備の整備、研究開発に係る情報化の促進その他の研究開発の推進のための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

③ その他科学技術の振興に関し必要な事項

(2) 政府は、科学技術基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 研究開発の推進等

国は、広範な分野における多様な研究開発の均衡のとれた推進に必要な施策を講ずるとともに、研究者の確保、研究施設の整備、研究開発に係る情報化・交流の促進、資金の効果的使用、成果の公開及び民間の努力の助長等に必要な施策を講ずるものとする。

7 その他

国は、科学技術に関する国際的な交流等の推進、学校教育及び社会教育における科学技術に関する学習の振興並びに科学技術に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、次の事項について遺憾なきを期すべきである。

- 1 科学技術基本計画は、10年程度を見通した5年間の計画とし、科学技術基本計画を策定するに当たっては、当該基本計画に基づき、我が国が科学技術創造立国を目指すため、政府の研究開発投資額の抜本的拡充を図るべく、当該基本計画の中に、例えば講ずべき施策、規模等を含めできるだけ具体的な記述を行うよう努めること。
- 2 我が国の研究開発における民間の果たす役割の重要性にかんがみ、科学技術基本計画に民間の研究開発について必要な事項を定め、その研究開発が促進されるよう所要の施策を抜本的に強化すること。
- 3 独創的、基礎的研究の抜本的強化を図るため、大学、国立試験研究機関等における研究者の意欲を引き出すための人材、資金、研究開発成果等に係る制度面での改善を行うことにより、柔軟かつ競争的な研究環境を整備すること。
- 4 日本国憲法の理念である平和国家の立場を踏まえ、進んで全世界の科学技術の発展と国際平和に資するよう努めること。
- 5 科学技術基本計画の策定に当たって科学技術会議の責務が拡大することから、総合的な科学技術政策の立案とその強力な推進のため、科学技術会議の抜本的な充実と活性化を図るよう努めるとともに、科学技術の研究開発を所管する各省庁は、相互に連携を強化し、一致協力して本法の強力な推進を図ること。

右決議する。